

学校法人 浅井学園

# コンプライアンス・マニュアル

私たちが掲げる「コンプライアンス」とは、狭い意味での「法令遵守」にとどまらず、広く「倫理観」を持って行動することを基本としています。  
是非、このマニュアルをご活用いただき、日々の職務に誠実かつ、公正に取り組み、広く社会から信頼される学園であり続けましょう。

平成21年4月1日 改訂

# 目 次

はじめに（理事長からのメッセージ）

## I. 自主行動基準実践の約束

## II. コンプライアンスの推進

- (1) 役員及び教職員の遵守事項
- (2) コンプライアンスの推進体制
- (3) コンプライアンス相談・通報窓口の設置

## III. 学校法人浅井学園自主行動基準

1. 総論
2. 学生・父母・卒業生等の信頼を確保するために
3. 学校法人の役員・職員として信頼を確保するために
4. 研究者として信頼を確保するために
5. 取引先との信頼関係を築くために
6. 環境・社会からの信頼を確保するために

## IV. 管理・運用

1. 運用体制
2. 照会先

### <資料>

- 学校法人浅井学園 コンプライアンス管理規程
- 学校法人浅井学園 コンプライアンス委員会規程
- 学校法人浅井学園 自主行動基準管理規程
- 学校法人浅井学園 公益通報者の保護に関する規程

## はじめに(理事長からのメッセージ)

ここに掲げるコンプライアンス・マニュアルは、法令を遵守し、社会的規範・倫理を尊重するために必要なコンプライアンスの管理手順及び行動原則を示したものであり、例外なく全ての役員、教職員が守らなければならない基本原則です。私たちの目指すところは、健全な経営を実現し、学校法人として、その公共性を自覚しながら社会的責任を果たしていくことです。

このコンプライアンス・マニュアルにより、その職位や職務にかかわらず、全員が等しく誠心誠意、本マニュアル及び業務に関連する法令・規程・ルールを主体的に遵守し、より一層倫理的な組織活動を行うために、浅井学園自主行動基準の実践を約束します。

経営のトップである理事長として、この実践が自らの役割であることを認識し、率先して範を示し、学内に周知徹底をし、実効のある体制の整備・改善に取り組み、倫理法令遵守の徹底を図ります。

学校法人 浅井学園  
理事長 鎌田 昌市

## I. 自主行動基準実践の約束

私たちは、広く社会からの信頼を確保していくため、以下の自主行動基準の実践を約束します。

1. 私たちは、建学の精神及び教育の理念を実現するため、自主行動基準に基づいて職務を行い、地域はもとより広く社会に貢献します。
2. 私たちは、学校法人としての公共性や社会的責務を自覚し、関係する法令やルール等の遵守はもとより、人権や文化を尊重し高い倫理感を持って行動します。
3. 私たちは、安全性や個人情報の保護に十分配慮し、広く社会からの信頼を獲得します。
4. 私たちは、個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保します。
5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、毅然とした対応をとります。
6. 私たちは、公正・透明・適正な取引を行うとともに、学外との健全かつ正常な関係を保ちます。

## II. コンプライアンスの推進

本学におけるコンプライアンスとは、役員及び教職員が法律、法令、学内諸規則及びルール等に基づいて職務を遂行することを基本とし、日常の職務の中で公平・公正で正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき、地域社会において良識ある行動をとることとします。

### (1) 役員及び教職員の遵守事項

役員及び教職員は、社会的な法規範をはじめ、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、社会人としての倫理や良識を持って公平、公正に職務を行い、社会からの信頼に応えられる学園をつくるよう全力を尽くします。

### (2) コンプライアンスの推進体制

#### 【実施統括責任者】

コンプライアンス実施の統括責任者は経営のトップである理事長となります。

#### 【監督機能】

コンプライアンスの実施状況についての監督機能は、理事会がもちます。

### 【コンプライアンス委員会】

役員及び教職員が、コンプライアンスを確実に実践することを支援・推進する組織として、理事会直轄のコンプライアンス委員会を設置し、以下の施策を検討・実施します。

- ・行動基準の策定及び見直し
- ・教育及び研修の計画並びに実施
- ・コンプライアンス相談・通報窓口の設置

### 【コンプライアンス担当者】

各部門等にコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス担当者を置き、以下の役割を担います。

(コンプライアンス担当者)

#### ①大学・短期大学部

研究科長、学部長、短期大学部学科長、事務局長、事務局各部長

#### ②北海道ドレスメーカー学院

科長、事務長

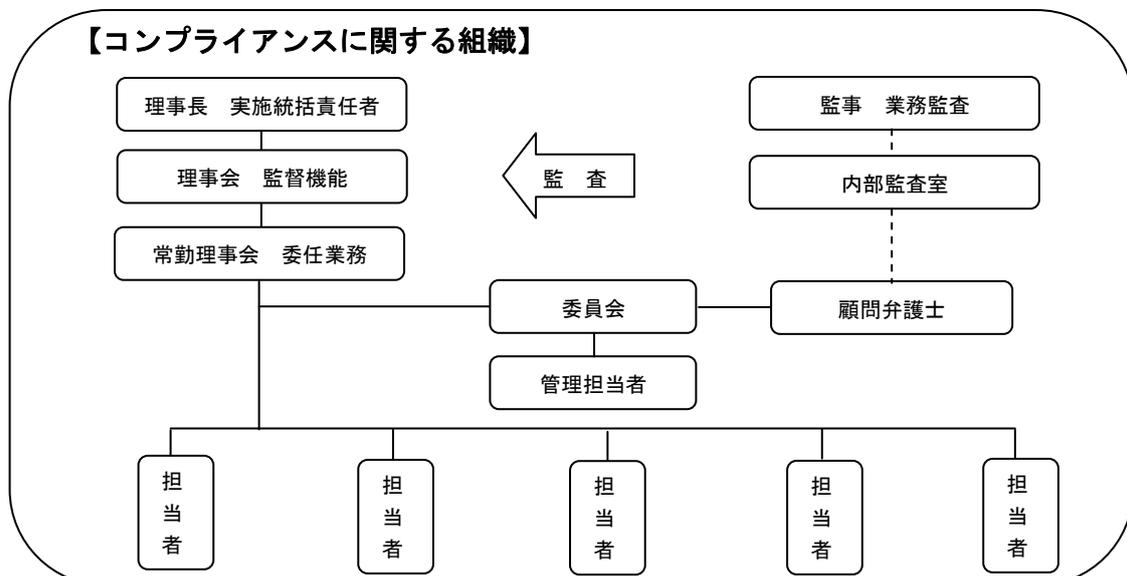
- ・コンプライアンスに関する教職員からの相談・通報の窓口
- ・コンプライアンス違反が懸念される場合には、その状況把握とコンプライアンス管理担当への報告
- ・担当部門におけるコンプライアンス実施計画の立案及び推進

### 【コンプライアンス管理担当】

コンプライアンス委員会の事務機能を持ち、学内全体の問題案件や遵守状況を一元管理するため、総務部にコンプライアンス管理担当を置き、以下の役割を担います。

- ・コンプライアンスに関する教職員からの相談・通報の窓口
- ・相談・通報について、コンプライアンス委員会に報告、若しくは付議
- ・コンプライアンスに関する日常業務のほか、コンプライアンスに関する教育・研修を担当
- ・自主行動基準の実施状況に関する外部窓口

### 【コンプライアンスに関する組織】



### (3) コンプライアンス相談・通報窓口の設置

職務上、コンプライアンスに疑義が生じた場合やコンプライアンスから逸脱していると思われる場合、あるいは逸脱するかもしれないと思われる場合には、速やかにその事実を相談・通報してください。

#### 相談・通報にあたって

- ① 相談・通報にあたっては原則実名とします。相談・通報者の氏名や内容などは、秘密保持の観点から限られた関係者以外には開示されません。匿名での相談・通報の場合には、詳しい内容を相談・通報者に確認できないこともあり、相談・通報者を学園として保護することができなくなるおそれがあります。
- ② 相談・通報者が希望する場合には、コンプライアンス委員会が相談・通報を受けた事項の調査内容等を可能な限りフィードバックします。
- ③ 相談や通報をすることで相談・通報者が学内で不利益な取り扱いを受けることはありません。また、特定の人から嫌がらせを受けたり、圧力をかけられたりするようなことは断固として許しません。万が一、そのような事実が行われた場合には、学園が厳正に対処します。
- ④ ハラスメントに係る問題については、別に定める「学校法人浅井学園キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」により厳正に対処します。
- ⑤ 通報などが公益通報に該当する場合には、別に定める「学校法人浅井学園公益通報に関する規程」により対応します。

#### ○ 公益通報とは・・・

事業者（学園又は役員、職員等）について、一定の犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰が規定されているもの）が生じ、又はまさに生じようとしている旨をそこで働く者が不正の目的ではなく、①事業者内部（学園）、②行政機関、③その他の事業者外部のいずれかに通報することをいいます。

#### ○ 公益通報者保護法により、通報者は保護されます

それぞれの通報先に応じた保護要件を満たしていると、通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう法律によって保護されます。

#### ○ 保護要件とは・・・

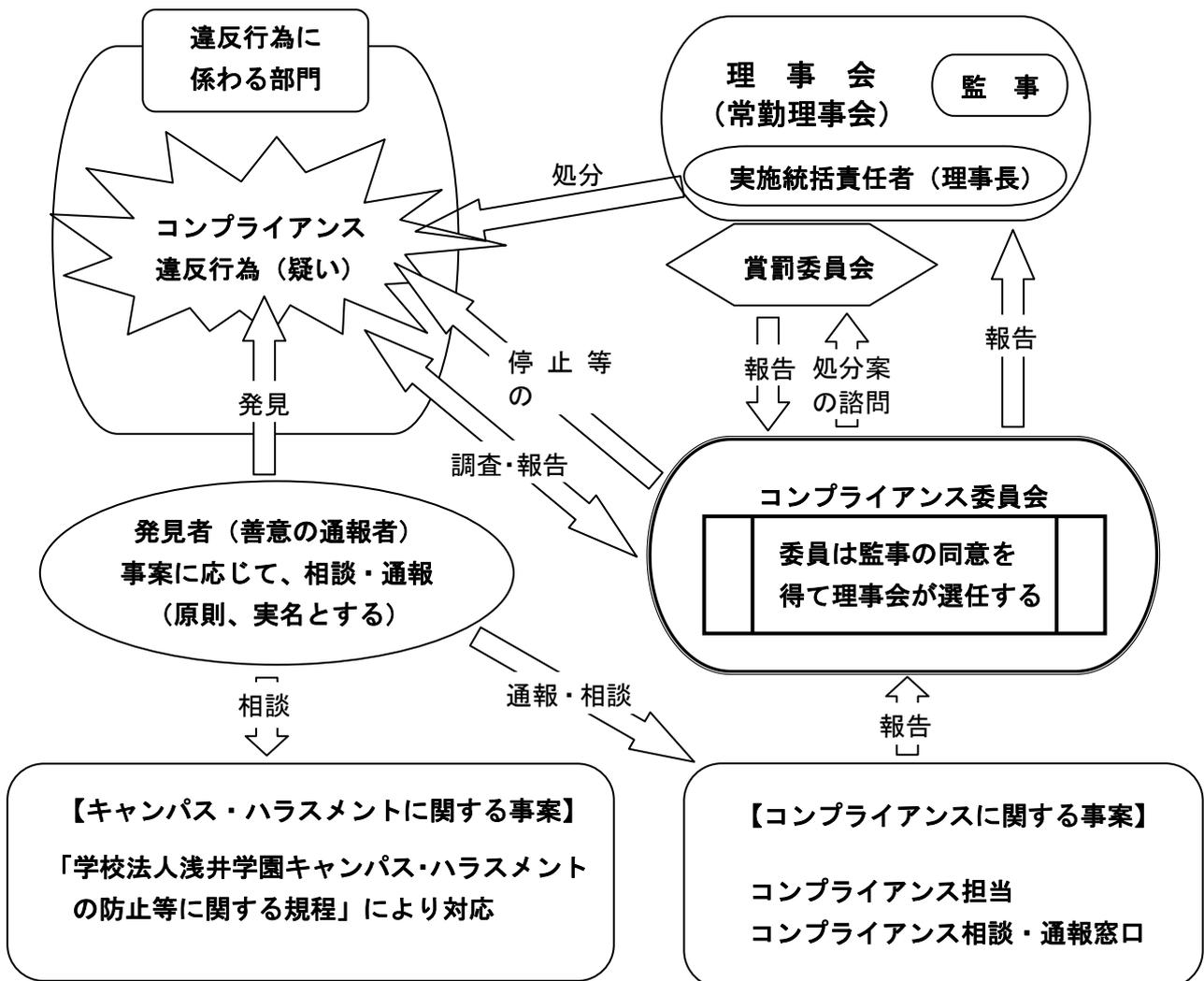
- ① 事業者内部（学園）への通報を行う場合の保護要件
  - ・不正の目的で行われた通報でないこと（金品を要求したり、他人をおとしめる目的の場合は保護されません。）
- ② 行政機関への通報を行う場合の保護要件
  - 次の2つを満たすことが条件です。
  - ・不正の目的で行われた通報でないこと
  - ・通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

③ その他の事業者外部への通報を行う場合の保護要件

次の3つを満たすことが条件です。

- ・不正の目的で行われた通報でないこと
- ・通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
- ・次のいずれか1つに該当すること
  - ア 解雇その他不利益な取扱いを受ける場合（過去にそれを理由に解雇の事例があるなど）
  - イ 証拠隠滅、偽造、変造のおそれがある場合（組織ぐるみで法令違反が行われているなど）
  - ウ 事業者内部、行政機関に通報しないよう口止めされた場合
  - エ 事業者内部に通報して、20日経過しても何の連絡もない場合
  - オ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は急迫した危険がある場合（健康被害の食品販売など）

【コンプライアンス対応フロー】



## 【コンプライアンス相談・通報窓口】

1.    コンプライアンス実施統括責任者    理事長  
      郵 送   〒069 -8511  
              江別市文京台 23 番地  
              学校法人 浅井学園  
              コンプライアンス実施統括責任者 親展
  
2.    コンプライアンス委員会    委員長  
      電 話   011 -387 -3979  
      メール   chaircom@hokusho-u.ac.jp   (専用)  
      郵 送   〒069 -8511  
              江別市文京台 23 番地  
              学校法人 浅井学園  
              コンプライアンス委員会 親展
  
3.    内部監査室コンプライアンス担当    内部監査室長  
      電 話   011 -387 -3890  
      メール   kansa@hokusho-u.ac.jp   (専用)  
      郵 送   〒069 -8511  
              江別市文京台 23 番地  
              学校法人 浅井学園  
              内部監査室コンプライアンス担当 親展
  
4.    総務部コンプライアンス管理担当    総務部担当  
      電 話   011 -387 -3950  
      メール   soumucom@hokusho-u.ac.jp   (専用)  
      郵 送   〒069 -8511  
              江別市文京台 23 番地  
              学校法人 浅井学園  
              総務部コンプライアンス管理担当 親展

### Ⅲ. 学校法人浅井学園 自主行動基準

#### 1. 総論

- ① 私たちは、学校法人に課せられた公共性と公的・社会的性格を認識し、建学の精神及び教育理念を十分に理解した上で、情熱をもって教育を行い、その実現に向けて努力します。
- ② 私たちは、産業界を始めとする社会がどのような人材を求めるのかを把握するように努めると共に、求められる人材の輩出を目指して教育を行います。
- ③ 私たちは、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元します。
- ④ 私たちは学生、父母、教職員ばかりでなく、社会全体に対し、教育研究活動に関する情報や財政状況などを適切に開示します。

#### 2. 学生・父母・卒業生等の信頼を確保するために

- ① 私たちは、建学の精神及び教育理念の実現に向けて、情熱を持って学生指導にあたり、充実した学生生活を実現するための支援を行います。
- ② 私たちは、授業および研究指導等においては学生の人格を尊重し、学生の自由意思による学習を支援します。また、キャンパス・ハラスメントには細心の注意を払います。
- ③ 私たちは、成績評価、単位認定においては、常に公平性を確保します。また、これを妨げる恐れのある学生やその家族からの贈答や接待は、例え好意によるものであっても第三者に疑いや誤解を与える根拠となる可能性があるため、一切受けないものとします。
- ④ 私たちは、個人情報について利用目的を具体的に明示して収集し、利用目的の範囲内で利用します。また、試験の解答やレポート等の提出物や成績評価等、学生の個人情報、個人データの管理には細心の注意を払い、紛失、破壊、改ざん及び漏洩することのないよう安全管理に努めます。
- ⑤ 私たちは、学生からの相談、申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ的確に対応します。

### 3. 学校法人の役員・職員として信頼を確保するために

- ① 私たちは、法令を遵守し公序良俗に反するような行為を厳に慎みます。
- ② 私たちは、学園の方針、学内の諸規則・諸規程を誠実に守り、職場の秩序の保持に努めます。
- ③ 私たちは、各自の人権を尊重し差別や性的嫌がらせにつながるような言動や個人の尊厳を傷つけるような言動は行いません。
- ④ 私たちは、個人情報収集する場合は、利用目的を具体的に明示して収集し、利用目的の範囲内で利用します。個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に細心の注意をもって厳正に管理します。
- ⑤ 私たちは、お互いの立場や職務を正しく理解し、風通しの良い職場を築きます。問題があれば見てみぬふりをせず、責任をもって対処します。
- ⑥ 私たちは、教育研究の場はもとより、日常的な言動においても学園の名誉・信用を傷つける行為をいたしません。
- ⑦ 私たちは、法人所有財産については適正に保管を行い、私的に使用することはいたしません。
- ⑧ 私たちは、法令や健全な商慣習に反する不適切な支出は行いません。

### 4. 研究者として信頼を確保するために

- ① 私たちは、この自主行動基準の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正は行わないことは勿論、加担もしません。
- ② 私たちは、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突には十分注意を払い、公共性に配慮し適切に対応します。
- ③ 私たちは、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産を尊重します。
- ④ 私たちは、研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

## 5. 取引先との信頼関係を築くために

- ① 私たちは、公正かつ自由な取引を確保し、優越的地位の濫用など関係する法令等の違反となるような行為はいたしません。
- ② 私たちは、取引先の選定を行うにあたっては、合理的かつ公正に行います。
- ③ 私たちは、社会通念を超える接待、贈答の授受は行いません。
- ④ 私たちは、契約の締結等により、知り得た取引先の機密情報について、漏洩等のないよう細心の注意をもって厳正に管理します。

## 6. 環境・社会からの信頼を確保するために

- ① 私たちは常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学園づくりを行っていきます。
- ② 私たちは、社会貢献を法人の重要な役割のひとつと考え、社会貢献活動の展開及び支援を行います。
- ③ 私たちは、環境問題を本学が社会的責任を果たしていく上での重要な課題のひとつとして認識し、自主的・積極的に行動し環境負荷の抑制に努めます。
- ④ 私たちは公職への協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用します。

## IV. 管理・運用

### 1. 運用体制

- (1) この基準の制定、改廃及び運用は、外部の評価、意見等を十分にふまえ、理事会の議を経て、理事長が決定するものとします。
- (2) この基準の主管部門はコンプライアンス委員会として、その事務は総務部コンプライアンス管理担当が行います。コンプライアンス委員会は、この基準の定める事項の実施につき関係各部門に対する助言、提言を行います。
- (3) この基準の遵守状況は、監事の監査対象とします。

### 2. 照会先

学内、学外の関係者を問わず、この基準に関して学園の実施状況に疑義のある場合の照会は、事務局総務部コンプライアンス管理担当で受付けます。

住 所 〒069-8511  
北海道江別市文京台 23 番地  
学校法人 浅井学園  
総務部コンプライアンス管理担当  
電 話 011-387-3950  
メール soumucom@hokusho-u.ac.jp (専用)

## 学校法人浅井学園 コンプライアンス管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人浅井学園（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、手順を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、通達等に加え、学園が定める寄附行為、規程、自主行動基準、コンプライアンス・マニュアル等を遵守するとともに、倫理・社会規範を全うすることをいう。

### (適用範囲)

第3条 学園の全ての組織、全ての役員及び教職員（以下「役職員」という。）を対象とする。

### (行動指針)

第4条 学園の役職員はコンプライアンス及び自主行動基準に照らして問題のある活動には関与しない。

- 2 学園はコンプライアンス及び自主行動基準に関する違反、逸脱、過失等の事実があったときは、これを率直に認め、すみやかに是正措置を講じる。
- 3 学園は、社会の秩序や学園の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、経済的な利益を供与しない。
- 4 学園は、監督官庁、政治、行政との間において、健全かつ正常な関係を保持し、違法な政治献金、違法な利益供与、贈賄は行わない。

### (コンプライアンス実践体制)

第5条 コンプライアンス実施統括責任者は理事長とする。

- 2 学園のコンプライアンス実施状況については、理事会が監督する。
- 3 理事会の諮問機関として、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設ける。委員会に関する事項は、学校法人浅井学園コンプライアンス委員会規程（以下「委員会規程」という。）に定める。
- 4 コンプライアンスが日常的に実践されるよう、コンプライアンス担当者（以下「担当者」という。）を各部門に置く。担当者は、研究科長、学部長、事務局長、事務局各部長とする。北海道ドレスメーカー学院においては別に定める。
- 5 コンプライアンス担当者に関する事項は、コンプライアンス・マニュアルに定める。
- 6 総務部には、コンプライアンス担当者の他に、コンプライアンス管理担当（以下「管理担当」という。）を置く。管理担当に関する事項は、コンプライアンス・マニュアル等に定める。

### (内部通報制度)

第6条 役職員は第2条に定義されるコンプライアンスに反する行為を自ら犯した場合、または、他の役職員のルール違反やその恐れのある行為を認識した場合には、速やかに前条第4項に定める担当者に通報しなければならない。ただし、事情により担当者に通報できない場合には、次の各号に定める通報窓口に通報できる。

- (1) コンプライアンス実施統括責任者
  - (2) 委員会
  - (3) 管理担当
- 2 通報手段等は、電話、電子メール、FAX、書面又は口頭による実名で行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には匿名においても受理されるものとする。
  - 3 前項により通報を行う場合には、次の各号に定める内容を確認する。
    - (1) コンプライアンスに反する行為（以下「違反行為」という。）を行う者の所属及び氏名、又は違反行為を行う部門名
    - (2) 違反行為の具体的な事実
    - (3) 違反行為を知った経緯
    - (4) その他違反行為に関する必要な事項
  - 4 通報等が公益通報に該当する場合は、学校法人浅井学園公益通報者の保護に関する規程の定めるところによる。

（報告・協議体制）

第7条 違反行為に関して、学園内部若しくは外部から担当者又は通報窓口である者が通報を受付けた場合には、速やかに管理担当に報告しなければならない。ただし、緊急性が高い場合には、通報を受けた者は直接、コンプライアンス実施統括責任者及びコンプライアンス委員会委員長に報告できるものとする。

- 2 報告を受けた管理担当は、速やかに委員会に付議しなければならない。
- 3 前項に関して、委員会は、委員会規程第7条第4号に定める、関連する部門への調査指示、調査報告の受理、再発防止策の審議・決定及び理事会等へ付議をしなければならない。議決された対応方針、及び防止策については、管理担当又は関連部署が徹底する。

（調査指示・報告）

第8条 委員会は、各部門に対して違反行為について調査することを指示することができる。

- 2 委員会から調査指示を受けた各部門は、迅速に調査し委員会に正確に報告しなければならない。

（調査・通報者保護）

第9条 本規程に定める職務に携わる者は、通報された内容及び事実関係の調査から得られた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。正当な理由なく個人情報等の秘密を他に漏らした場合には、学校法人浅井学園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒処分の対象となる場合がある。

- 2 調査は、公正かつ客観的に行われなければならない。

（妨害・報復行為の禁止）

第10条 役職員は調査の妨害をしてはならない。

- 2 役職員は通報・相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。通報者等に対して不利益な取扱い、又は嫌がらせ等を行った場合には、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となる場合がある。

（停止勧告）

第11条 委員会は、事実関係の調査の結果、重大な違反行為が行われていることを確認し、

緊急に違反行為を停止しなければ法人に重大な影響を及ぼすと認めるときは、直ちに違反行為の停止を勧告するとともに、次の事項を常勤理事会に報告しなければならない。

- (1) 違反行為の具体的内容
- (2) 違反行為者
- (3) 違反行為が行われた日時
- (4) 違反する法律、規程等の該当条項
- (5) その他必要な事項

(表彰・懲罰)

第12条 委員会は、コンプライアンスの実践及び実現に顕著な功績があったと認められる部門又は個人を、理事長特別表彰の対象として常勤理事会に推薦できる。

2 違反行為を行った者、調査の際に虚偽の報告を行った者、違反行為の隠蔽及び隠蔽に加担した者については懲罰の対象とする。

3 管理担当から懲罰について付議された委員会は、懲罰について協議し、総務部に協議内容を報告する。総務部は懲戒処分案を策定し賞罰委員会に付議し、処分の決定を受けるとともに、常勤理事会に報告する。

(相談・照会)

第13条 役職員、各部門は、業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷うときは、独断専行するのではなく、あらかじめ管理担当者に相談、または照会しなければならない。

2 相談又は照会を受けた事項に関して、管理担当は関連各部及び顧問弁護士等の見解を回答しなければならない。

(意識啓発)

第14条 役員は、学園においてコンプライアンスの実践が確実に行われるよう、機会あるごとに方針の徹底及び意識啓発を行わなければならない。

2 管理担当は、コンプライアンスの必要性・重要性について、役職員の意識啓発をはかるために、研修を企画し実施する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。

## 学校法人浅井学園 コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浅井学園コンプライアンス管理規程に基づき設置される、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）の必要な事項について定めることを目的とする。

(諮問機関)

第2条 委員会は、理事会の諮問機関として、学園のコンプライアンスに関する業務を行う。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下、「委員」という。）は、良心に従い独立してコンプライアンスに関する判断を行い、法令、寄附行為、学園の定める規則及び自主行動基準にのみ拘束される。

2 委員は、その業務上知り得たあらゆる情報について厳格な守秘義務を負うものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を認める。任期途中で退任が発生した場合の後任委員の任期は、残任期間とする。

(選任)

第4条 委員は、理事会が選任する。なお、あらかじめ監事の同意を得なければならない。

(解任)

第5条 委員に背信行為、その他委託を継続しがたい特別な事由があるときは、理事会の決議をもって解任することができる。なお、委員を解任する場合には、あらかじめ監事の同意を得なければならない。

(組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長は、あらかじめ監事の同意を得て理事会で選任する。

3 法人外部の委員は、1人以上とし、弁護士又は有識者から選任する。

4 委員のうち1人は、内部監査室から選任する。

5 委員会は、委員会所管事項のうち、日常業務に関する事項を委員長に委託する。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(所管事項)

第7条 委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) コンプライアンスに関する組織及び体制の審議・承認と理事会への上程
- (2) コンプライアンスに関する規程・規則等の審議・承認及びそれらのうち重要なものの理事会等への上程
- (3) コンプライアンスに関する重要事項の審議・承認及び理事会への報告
- (4) 重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）が発生した場合、関連部門への調査指示、調査報告の受理、再発防止策の審議・決定及び理事会等への報告
- (5) 重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）に関する賞罰委員会の開催要請
- (6) 賞罰委員会への処分の要請

(7) 自主行動基準に関する重要事項の審議・承認及び理事会への上程

(8) 自主行動基準に定める事項についての各部門への助言及び提言

(委員会の開催)

第8条 委員会は、2ヶ月に1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に出席させて、その報告又は意見を徴し、資料の提供を要請できる。

(議決)

第9条 委員会の議事は、委員総数の3分の2以上が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

2 委員会の議決につき、特別の利害関係を有する委員は議決権を行使することができない。この場合は、その委員の数は議決の成否を判定する際に出席した委員の数に算入しない。

3 緊急を要する事項又は簡易な事項については、委員会の開催に代えて書面により委員に意見を求め、委員の過半数をもって決することができる。

(緊急の措置)

第10条 委員長は、重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ法人に重大な損害を及ぼすと認められる事実を確知した場合は、前条に規定する委員会の議決を経ることなく、副委員長と十分に協議をし、行為者の属する当該部門長に対し、当該行為者に対する停止措置をとるよう命じることができる。

2 前項の場合、委員長は遅滞なく各委員に当該事実の経過及び停止措置に至った理由を説明し、改めて委員会に諮ると同時に、調査を開始しなければならない。

(監事との協議)

第11条 委員会は、コンプライアンス、自主行動基準に関し、必要に応じて監事と協議する。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、総務部に置く。

(議事録)

第13条 委員会は議事録を作成し、委員長が記名押印して事務局に10年間備え置く。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、コンプライアンス委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。

## 学校法人浅井学園 自主行動基準管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浅井学園（以下「学園」という。）における自主行動基準の管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 自主行動基準とは、法令を遵守し、社会的規範・倫理に則って行動し、基本的人権を尊重するとともに、各設置校の教育理念のもと、創造性豊かな人材を育成し、文化の向上、社会福祉及び地域の発展に寄与するという基本方針を実現するために、役員及び教職員がとるべき行動の基準を定めたものである。

(適用範囲)

第3条 この基準は学園の全ての組織、全ての役員及び教職員を対象とする。

(役員・役職者の責務)

第4条 役員及び役職者は、自主行動基準の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範のうえ、関係者に周知徹底しなければならない。

(委員会)

第5条 この基準の主管部署はコンプライアンス委員会とし、この基準に関する事務は総務部とする。

2 委員会は、この基準の定める事項につき、関係部門に助言及び提言を行うことができる。

(公開・評価)

第6条 自主行動基準を適切な手段を用いて利害関係者に広く示し、その遵守及び実践の状況について評価、意見等を求めるよう努めなければならない。

2 利害関係者からの評価、意見等は総務部コンプライアンス管理担当が管理し、適時、常勤理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 評価、意見等に回答が必要な場合は、総務部はコンプライアンス委員会に付議し、委員会の協議結果をもとに、管理担当者は回答案を作成し常勤理事会に付議する。

(監査)

第7条 学園における自主行動基準の遵守状況は、監事の監査対象とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は外部の評価、意見等を十分に踏まえ、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。

## 学校法人浅井学園 公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成18年4月1日施行）に基づき、学校法人浅井学園（以下「学園」という。）の教職員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報（以下「通報等」という。）の適正な仕組みを定めることにより不正行為の早期発見と是正を図り、もって学園のコンプライアンスの実現に資するとともに、公益通報者の保護を目的とする。

(定義)

第2条 公益通報とは、学園の役員、教職員等について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで従事する者が不正の目的でなく保護要件を充足することにより、学園・行政機関又はその他の事業者外部に通報することをいう。

(総括責任者)

第3条 学園における通報者の保護・通報等処理は、コンプライアンス委員長が総括する。

(通報等の窓口)

第4条 教職員等からの通報、法令違反行為の疑いの受付窓口は「コンプライアンス相談・通報窓口」（以下「通報窓口」という。）とする。

(通報等の受付方法)

第5条 教職員等は、「通報窓口」に対し、原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、FAX、書面又は口頭により公益通報を行うことができる。ただし、匿名により通報等が行われた場合は、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り受け付けることができる。

2 公益通報者は、当該通報等対象事実について公益通報と判断した合理的理由を示さなければならない。

(通報等の窓口の利用者)

第6条 通報等の利用者は、学園の教職員（嘱託教職員、非常勤講師、臨時職員、パート、アルバイト及び派遣職員を含む。）、退職者、学生及び取引事業者の労働者とする。

(通報等の受付)

第7条 通報等を受付けた「通報窓口」は、コンプライアンス委員会に直ちに報告するとともに、速やかに公益通報等を受領した旨を公益通報者に通知する。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

2 コンプライアンス委員会は、当該公益通報の重大性を考慮し必要と認めるときは、その内容を理事長に報告するものとする。

(検討の実施)

第8条 コンプライアンス委員長は、前条第1項に規定する公益通報を受付けたときは、直ちに公益通報に係る事実関係について調査するか否かの検討を行うものとする。

2 コンプライアンス委員長は、当該公益通報に係る調査を実施するか否かの検討結果を理事長に報告するとともに「通報窓口」が公益通報を受付けた日から起算して20日以内に当該通報者に対し通知するものとする。又、調査を実施しないときもその理由を併せて通知するものとする。

(調査)

第9条 通報等された事項に関する事実関係の調査は、コンプライアンス委員会が行う。

2 コンプライアンス委員長は、公益通報に係る事実関係について調査が必要であると認めるときは、調査対象部門に対し関係資料の提出、事実の証明、報告等の要請をするとともに、その他内部調査の実施上必要な行為を求め、内部調査を実施する。

3 コンプライアンス委員長は、前項の調査にあたって必要と認めるときは調査委員会を設置することができる。

4 調査は、事実に基づき公正不偏に実施する。

(関係者の排除)

第10条 コンプライアンス委員長は、通報等事案に関係する被通報者など関係人を調査に  
関与させることはできない。

(協力義務)

第11条 学園の役員及び教職員、関係部門等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して  
協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

2 関係部門は、第9条第2項に規定する関係資料の提出、事実の証明、事実関係、報告  
等の要請その他調査に必要な事項の実施を求められたときは、正当な理由なくこれを拒  
否することはできない。

(是正措置等)

第12条 事実関係の調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学校法人浅井学園  
コンプライアンス管理規程に基づき、停止勧告等の是正措置及び再発防止措置を講じな  
ければならない。

2 内部調査及び是正措置等に関し、法令等に定めがあるなど必要に応じて関係行政機関  
に対し報告を行うものとする。

(懲戒処分)

第13条 理事長は、事実関係の調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行  
為に関与した者に対し、学校法人浅井学園就業規則その他服務規程等（以下「就業規則」  
という。）に基づいて懲戒等を行うことができる。

(通報者等の保護)

第14条 学園は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇  
その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 コンプライアンス委員長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者  
等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行なった者に対し、就業  
規則に基づいて懲戒等を行なうことができる。

(秘密の保持)

第15条 学園及び本規程に定める業務に携わる者は、公益通報の内容、事実関係の調査か  
ら得られた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、前項の規程に正当な理由なく反した者に対し、就業規則に基づいて懲戒等  
を行なうことができる。

(調査結果等の通知)

第16条 コンプライアンス委員長は、通報者に対して調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーを配慮しつつ遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第17条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に基づいて懲戒等を行うことができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第18条 第4条に規定する「通報窓口」に限らず、相談又は通報を受付けた者（通報者の上司、同僚等含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事務）

第19条 この規程に関する事務は、総務部コンプライアンス管理担当において処理する。

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。